

桐生市 男女共同参画 計画

(令和3年度～令和7年度版)



桐生市

はじめに



人口減少が本格化するとともに世界有数の長寿社会を迎えるわが国においては、社会経済状況の変化や、家族形態・ライフスタイルの多様化が進む一方で、社会の中に依然として残る「男は仕事、女は家庭」等の固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習等が、新たな働き方や暮らし方への転換を阻み、多くの問題の解決を困難にしている状況にあります。

今後、全ての人が「人生100年時代」を豊かに暮らし、持続可能な社会を築いていくためには、誰もが若いうちから家事・育児・介護等のケアワークに主体的に関わり、自立した生活の基礎を作ることや、人生の各ステージにおいて、一人ひとりの希望に応じた多様な働き方、学び方、生き方を選択することのできる「マルチステージ型」の人生設計を可能とすることが求められています。そのためにも、全ての人が性別や年齢にかかわらず、自らの個性や能力を最大限発揮するための機会を享受できる「男女共同参画社会」の実現は不可欠といえます。

本市では、このような状況を踏まえ、より一層の男女共同参画の推進を図っていくため、「桐生市男女共同参画計画(令和3年度～令和7年度版)」を策定いたしました。

さまざまな意思決定過程における女性の参画の機会の拡大や、あらゆる施策・事業の企画、実施、評価における男女共同参画の視点の反映について、さらに取り組みを強化し、男女共同参画社会の実現に向け、各施策を展開して参ります。

また、本計画の推進は、国際社会全体の普遍的な目標として国連が掲げる、持続可能な開発目標(SDGs)の全てのゴールの達成に不可欠とされている「ジェンダー平等の実現」及び「ジェンダーの視点の主流化」にも資するものと考えております。地域全体で取り組んでいくためにも、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました桐生市男女共同参画推進協議会の委員並びに市民意識調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 桐生市長 荒木 恵司

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の背景	2
1)	世界の動き	2
2)	国の動き	2
3)	群馬県の動き	3
4)	桐生市の動き	3
5)	桐生市の現状からみる課題	4
5	計画の基本的な考え方	6
1)	分野横断的な価値としての「男女共同参画」	6
2)	SDGsを踏まえた各施策の推進	6

第2章 計画の目指す方向

1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	施策の体系	8
4	計画とSDGs	9
5	指標一覧	10

第3章 施策の展開

<u>基本目標Ⅰ</u>	<u>男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</u>	11
施策の方向1	男女共同参画を進める環境づくり	11
施策の方向2	男女共同参画の視点に立った教育の推進	14
<u>基本目標Ⅱ</u>	<u>あらゆる分野における男女共同参画推進</u>	17
施策の方向1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	17
施策の方向2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	20

基本目標Ⅲ 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり	24
施策の方向1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	24
施策の方向2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	27
施策の方向3 生涯にわたる健康づくり支援	29
施策の方向4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	32

第4章 計画の推進体制

1 桐生市男女共同参画推進協議会	35
2 桐生市男女共同参画庁内推進会議	35
3 市民・事業所・各種団体との連携	35
4 計画の進行管理	35

参考資料

1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果（抜粋）	36
2 男女共同参画に関する年表	49
3 用語解説	53
4 男女共同参画社会基本法	56
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	62
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72
7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	84
8 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱	86
9 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿	88
10 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱	89
11 桐生市男女共同参画庁内推進会議委員名簿	91
12 計画の策定経過	92

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成11年（1999年）6月、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて本市では、平成12年（2000年）に「桐生ジェンダー・フリープラン21」を策定し、その後、計画名を「桐生市男女共同参画計画」と改め、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、令和元年（2019年）度を実施した市民意識調査結果からは、固定的な性別役割分担意識やさまざまな分野における男女の不平等が依然として残っている状況が明らかになるとともに、前計画における施策の推進においても、政策・方針決定過程への女性参画のほか、多くの課題が残りました。

このような状況を踏まえ、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取り組みをさらに強化・発展させていくため、施策等を再整理し、「桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）」を策定しました。

2 計画の性格

- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画（第5次）」を勘案し、桐生市男女共同参画推進協議会や桐生市男女共同参画庁内推進会議における協議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定しています。
- ◆基本目標Ⅱの項目については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される市町村推進計画として位置付けています。
- ◆基本目標Ⅲ 施策の方向1の項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市の関連計画との整合性を持つものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和7年（2025年）度までの5年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の背景

1) 世界の動き

国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）を開催し、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。それに続く昭和51年（1976年）からの10年は「国際婦人の10年」とされ、女性の人権擁護と男女平等実現のための世界規模の取り組みが始まりました。

昭和54年（1979年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会にて採択され、次いで、昭和60年（1985年）には、第3回世界女性会議において「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」）が採択されました。

その後、平成7年（1995年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と12の重大問題領域についての取り組みを求める「北京宣言」及び平成12年（2000年）までに各国が取るべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

また、平成23年（2011年）には、ジェンダー関連4機関が統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。

平成27年（2015年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年目に当たることを記念し、これまでの実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ効果的で加速された実施に向けた宣言文が採択されました。

そして同年、国連では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に「誰一人取り残さない」をスローガンとする持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が設定されるとともに、全てのゴールの達成において、「ジェンダーの視点の主流化が不可欠」であることが示されました。

2) 国の動き

国は、昭和50年（1975年）の「国際婦人年世界会議」「世界行動計画」を受け、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、昭和60年（1985年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。これを契機として、国際社会における取り組みと連動しながら、国内法や制度の整備が徐々に進められ、平成11年（1999年）6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には、基本法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、計画は5年ごとに見直しが行われており、令和2年（2020年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

計画のもとにおいては、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたほか、「育児・介護休業法」の度重なる改正のもとに、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

さらに、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、各分野における女性の活躍推進が図られています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて制定された、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年（2000年））や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）」（平成13年（2001年））についても、その後の社会の要請に応じて、支援すべき対象や内容を拡充する等、法改正が重ねられています。

3) 群馬県の動き

群馬県においては、昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定等を背景とし、昭和55年（1980年）に「新ぐんま婦人計画」が策定されました。その後、21世紀を展望しつつ、平成12年（2000年）までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」が平成5年（1993年）に策定され、女性施策の推進体制の整備が行われました。

平成13年（2001年）3月には、平成11年（1999年）6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「ぐんま男女共同参画プラン」が策定され、平成16年（2004年）3月には「群馬県男女共同参画推進条例」が制定されました。

「ぐんま男女共同参画プラン」はその後、数度の見直しを経て、令和3年（2021年）には「群馬県男女共同参画計画（第5次）」が策定されました。

また、配偶者からの暴力の根絶に向けては、平成18年（2006年）に、「ぐんまDV対策基本計画」が策定されたのち、数度の改定を経て、平成31年（2019年）に「第4次ぐんまDV対策推進計画」が策定されています。

4) 桐生市の動き

本市では、平成3年（1991年）に「桐生市第三次総合計画」において初めて「女性の社会参加」の積極支援について明記し、平成7年（1995年）に桐生市教育委員会社会教育委員会議より「男女共同参画社会づくりについて」建議されたことを受け、平成8年（1996年）にさらなる推進を図るための部署を新設しました。

その後、懇談会や審議会等※1を整備し、平成11年（1999年）6月の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成12年（2000年）に「男女平等を進める桐生市行動計

画『桐生ジェンダー・フリープラン21』」を策定しました。また、男女共同参画を推進する庁内組織として、桐生市男女共同参画庁内推進会議を設置しました。

平成17年（2005年）6月には市町村合併があり、桐生、新里、黒保根3地区一体化に向けてのまちづくりの中、平成18年（2006年）に男女共同参画社会の実現に向けて「桐生市男女共同参画計画」を策定しました。その後、社会状況の変化等に対応するため、平成23年（2011年）、平成28年（2016年）に改定を行い、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策を展開してきました。

※1：市民委員を含む男女共同参画推進のための協議を行う組織は、平成9年（1997年）以降、異なる名称で数年ごとに組織されてきましたが（参考資料の年表参照）、平成21年（2009年）以降は「桐生市男女共同参画推進協議会」として定着しています。

5) 桐生市の現状からみる課題

「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～令和2年度版）」における各施策の取り組み状況や令和元年（2019年）度を実施した「桐生市男女共同参画市民意識調査」※2（以下「市民意識調査」）の結果、社会状況等をもとに、本計画にて特に注力して取り組むべき課題について次の通り抽出しました。

※2：結果の抜粋版を「参考資料」に掲載

（1）政策・方針決定過程への女性の参画

本市では、市政運営に女性の意見を十分に生かしていくため、各種委員会等の委員や各組織における代表や役員、管理職等への女性登用推進に取り組んできました。令和2年（2020年）4月時点における各種委員会等の女性委員の割合は22.9%（平成28年（2016年）4月時点より1.5ポイント上昇）、市の係長以上の管理職に占める女性の割合は24.5%（3.6ポイント上昇）であり、ともに前計画の取り組み開始時から一定の上昇が見られたものの、目標としてきた30%を達成することはできませんでした。

また、令和元年（2019年）度を実施した市民意識調査における男女の地位の平等感に関する項目においても、議員や職場における管理職、自治会等の自治組織の役員が男性に偏っているとの意見が多数挙げられており、各分野において、意思決定過程への女性の参画が遅れている状況が明らかになりました。

社会のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画を確実に進めていくためには、各組織において、女性をはじめとする多様な人の意見を反映することの重要性を認識し、積極的に環境整備を進める必要があります。また、男女がともに己の能力を発揮し、組織や社会の発展に貢献していくことへの意識を高めることが重要といえます。

市の組織において職員のさらなる理解の促進を図り、これまで以上に女性登用を強化するのはもちろんのこと、各事業所や各種団体等に対し、その重要性についてより積極的に啓発を図る必要があります。

(2) 社会の変化に対応した男女共同参画の推進

令和2年（2020年）においては、世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛や休業等により人々の生活は制限され、大きな社会不安をもたらしました。中でも雇用面で特に大きな影響を受けたのは、宿泊、飲食、小売等、女性の非正規雇用者の割合が特に高い分野であり、総務省の労働力調査でも、令和2年（2020年）4～8月の対前年同月比雇用者数について、それらの分野の女性の非正規雇用者の減少幅が特に大きかったことが明らかになりました。非正規雇用者の減少の背景には、経営状況の悪化による解雇に限らず、子どもの預け先を確保できなかつたり、正規雇用者のように休暇の取得や勤務形態の変更が困難なことから離職に至るケースもあるとされており、雇用形態の男女格差や家事・育児等の負担が女性に偏っていることによる問題が改めて顕在化しました。

また、生活不安やストレスの増大等を背景として、DV等が深刻化するケースも多く、内閣府によると令和2年（2020年）5・6月の相談件数は、前年同月の約1.6倍となったほか、本市においても相談の増加の傾向が見られました。

このように、コロナ禍においては、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの重要性が改めて認識されるとともに、新たな働き方や暮らし方に対する関心が高まった一方、市ではこれまで取り組んできた多くの施策において、事業の中止や見直し等を迫られ、十分な取り組みを図ることができない状況が発生しました。

今後も、社会におけるさまざまな変化とその影響により、これまでとは異なる形で施策展開を図る必要が出てくることが予想されるため、社会状況等を注視しながら、よりよい推進方法等について検討と試行錯誤を重ね、着実に男女共同参画推進を図っていく必要があります。

(3) さらなる推進に向けた体制整備

本市では、「桐生市男女共同参画計画（平成28年度～令和2年度版）」に基づき、年に1度、76施策119事業の実施状況について確認及び見直しを行いながら、目標に向けて取り組んできました。事業の評価にあたっては、事業目標の達成に加え、男女共同参画の視点を十分に踏まえた事業実施を促すため、平成28年（2016年）度より、①固定的な性別役割分担を前提としない事業の設計や実施、②男女双方による企画・立案、③男女双方に利用・参加しやすい形態での事業の実施、④性別・年齢別データの取得とニーズ把握の4項目について追加を行いました。該当する項目について、全て「できた」と報告された事業は、平成28年（2016年）度の75事業から令和元年（2019年）度には93事業に増加しており、各課において少しずつ浸透していることがうかがえますが、引き続き、全ての事業が男女共同参画の視点を十分に踏まえて実施されるよう取り組んでいくことが重要です。

また、職員に向けた研修等の充実を通して、一人ひとりの理解をさらに深めることや、庁内推進会議の役割の見直し等についても積極的に取り組み、推進体制の整備を進めていく必要があります。

5 計画の基本的な考え方

1) 分野横断的な価値としての「男女共同参画」

全ての人々が性別や年齢にかかわらず、自らの個性や能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会を実現していくためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点が確保されることが不可欠です。そのため、行政だけではなく、市民や事業所、各種団体等がともに取り組んでいくことが重要であり、そのどれが欠けても、男女共同参画社会の実現は困難となります。

市職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、本計画に掲載されている施策に限らず、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていくことはもちろんのこと、地域に関わる全ての人たちが、男女共同参画や男女平等に関心を持ち、誰もが自分事として家庭や地域、学校、職場等において、「性別を問わず誰もが能力を十分に発揮することのできる環境づくり」のために行動していくことが非常に重要です。

第3章には、市民、事業所、各種団体の皆さんとともに取り組んでいただきたい事項について、施策の方向別に掲載していますので、是非取り組みの参考としてみてください。

2) SDGs を踏まえた各施策の推進

「世界の動き」でも触れた通り、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」には、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられるとともに、17の全てのゴールについて、「ジェンダーの視点の主流化」が不可欠であることが示されています。

「ジェンダー平等の実現」とは、社会的・文化的に「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」とされているイメージや先入観等が生み出す、性別に基づくあらゆる偏見や差別を解消し、社会における男女の格差を是正するとともに、全ての人々が自らの能力を最大限発揮するための機会を享受できる社会を実現していくことです。このことは、本計画と理念及び目標を共有するものであることから、本市では、SDGsとの繋がりを念頭におきながら、各施策について推進を図っていきます。

第2章及び第3章において、施策の方向別に対応するSDGsゴールのアイコンを掲載していますので、市民、事業所、各種団体の皆さんも、上述の「ともに取り組んでいただきたい事項」とあわせてご活用ください。



第2章 計画の目指す方向

1 基本理念

男女が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる

男女共同参画社会の実現 を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下3つの基本目標を設定します。

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消していくことを促すとともに、一人ひとりが互いの人権を尊重し、「性別を問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組んでいけるよう支援します。

II あらゆる分野における男女共同参画推進

社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進します。また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、さまざまな分野において活躍していけるよう、多様かつ柔軟な働き方の促進や、育児・介護の支援体制の充実を図ります。

III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全安心に暮らせる環境づくりのため、女性等への暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の強化に取り組みます。また、誰もが健康で、自立して社会に参画していくための支援体制の充実を図ります。

3 施策の体系

基本
理念







男女共同参画社会の実現

基本目標	施策の方向	施策目標
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女共同参画を進める環境づくり	1) 男女共同参画の視点の理解浸透
		2) 人権を尊重する意識の醸成
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成
		2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
		3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の推進
II あらゆる分野における男女共同参画推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 強化項目	1) 行政分野における女性の参画拡大
		2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大
	2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	1) 多様かつ柔軟な働き方の促進
		2) 男女共同の家事・育児・介護の推進のための環境整備
III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり	1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
		2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
		3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進
	2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化
		2) 防災の現場における女性の参画拡大
	3 生涯にわたる健康づくり支援	1) さまざまな世代への健康管理支援
		2) スポーツ分野における男女共同参画の推進
	4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	1) 生活上の困難を抱える人の自立促進
		2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備
		3) 障がい者が安心して暮らすための環境整備
		4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

女性活躍推進法推進計画

DV法基本計画

4 計画とSDGs

基本目標	施策の方向	対応するSDGsのゴール			
I 男女共同参画 社会の実現に 向けた 基盤づくり	1 男女共同参画を進める環境づくり		10 人や国の不平等をなくそう 	16 平和と公正をすべての人に 	
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進		4 質の高い教育をみんなに 	10 人や国の不平等をなくそう 	
II あらゆる分野 における 男女共同参画 推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	
	2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	5 ジェンダー平等を実現しよう 	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	
III 男女がともに 安全安心に 暮らせるまち づくり	1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶		1 貧困をなくそう 	10 人や国の不平等をなくそう 	16 平和と公正をすべての人に 
	2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化		11 住み続けられるまちづくりを 	16 平和と公正をすべての人に 	
	3 生涯にわたる健康づくり支援		3 すべての人に健康と福祉を 		
	4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり		1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	10 人や国の不平等をなくそう 

5 指標一覧

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

施策	参考値	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない人の割合	47.4% (平成26年度)	47.5% (令和元年度)	60.0%
男女共同参画セミナー参加者のうち「参考になった」と回答した人の割合	74.1% (平成27年度)	89.7% (令和元年度)	92.0%

II あらゆる分野における男女共同参画推進

施策	参考値	現状値	目標値
各種委員会等における女性委員の割合	22.0% (平成27年度)	22.9% (令和2年度)	30.0%
ママ&パパ教室における父親の受講割合	77.5% (平成27年度)	78.0% (令和元年度)	80.0%
女性に対する創業支援件数	—	年間 9件 (令和元年度)	年間 20件

III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり

施策	参考値	現状値	目標値
DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合	57.6% (平成26年度)	46.3% (令和元年度)	35.0%
健康教育への参加者のうち健康意識向上者の割合	—	69.2% (令和元年度)	90.0%